

神戸市優良建築物等整備事業(優良再開発型)補助要綱に係る申請等に対する  
処分に要する標準処理期間

平成19年3月30日  
都市計画総局長決定  
令和3年2月1日  
都市局長決定

行政手続法(平成5年法律第88号)第6条の趣旨に則り、神戸市優良建築物等整備事業(優良再開発型)補助要綱(平成6年6月23日市長決定)(以下「要綱」という。)に係る申請等の事務処理の効率化を図るとともに、手続きの透明性と公平性を図るため、要綱第21条の規定に基づき、標準処理期間を下記のとおり定める。

記

- 1 標準処理期間は別表のとおりとする。
- 2 市は前項の期間内に処分できない場合、申請者に対しその理由と共にその旨を通知する。

附 則

平成19年4月1日から適用する。

附 則

平成31年4月1日から適用する。

附 則

令和3年2月1日から適用する。

別 表

処分の名称等	根拠条文	標準処理期間 (注)
交付の決定	第6条第1項	30日
経費の配分変更の承認	第8条第2項	30日
補助事業の内容の変更の承認	第9条第2項	30日
交付変更の決定	第9条第3項	30日
補助事業の中止又は廃止の承認	第10条第2項	30日
完了期日変更の承認	第11条第2項	30日
補助金の額の確定	第15条	30日

(注) 国・県等の処分等を要するものにおいては、当該期間を除く